トイレの詰まりや水漏れ修理にご注意！！

【事例】
　トイレに物を落として流してしまい、詰まってしまった。慌ててインターネットで検索して「24 時間対応」と書かれたウェブサイトを見つけた。電話で事情を話し、すぐに作業員に来てもらった。便器を外して作業するのに 3 万円と言われ、了承したが修理できなかった。高圧粉砕処理をすると言われ、仕方ないのでお願いし、合計 13 万円の請求を受けた。手元に現金がないので振込みで支払おうとすると、コンビニの ATM でおろしてくるよう言われ、現金で支払った。その時は困っていたので支払ってしまったが、高額だと思う。
【解説】
　本来、自分で依頼した業者との契約は、クーリング・オフの適用がありません。ただし、広告や見積もりの内容とあまりにもかけ離れた内容の工事を契約させられた時などには、クーリング・オフを主張できる可能性があります。
　トイレの詰まりや鍵の故障などの緊急時にインターネットで業者を探すと、検索の上位に表示される安価な広告に目が行きがちですが、安易に業者を選ばないようにしましょう。